

一般社団法人B-BALLY'd 寄附金等取扱規定

(目的)

- 第1条 この規程は一般社団法人B-BALLY'd（以下「当法人」という）が受領する寄附金に関し、必要な事項を定めるものとします。

(定義)

- 第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによります。
- (ア) 一般寄附金 個人または団体が用途を特定せずに寄附した寄附金
 - (イ) 用途特定寄附金 寄附者が申し込みにあたり、あらかじめ用途を特定するもの
 - (ウ) 募集特定寄附金 当法人が募集にあたり、あらかじめ用途を特定するもので、募集総額、募集期間、募集対象、募集理由、資金用途及びその他必要な事項を説明した書面（以下「募金目論見書」という）をもって社員会の承認を得たうえで募集するもの
- 2 この規定における寄附には、金銭のほか金銭以外の物品及び財産権を含みます。

(受入基準)

- 第3条 当法人は、寄附金等が次の各号に掲げる基準のいずれかに該当するときは、その寄附金等を受け入れることができないものとします。
- 1 寄附金等の受け入れにおいて、次に掲げる条件等が附されているとき
 - (ア) 寄附者に寄附の対価として何らかの利益または便宜を供与すること
 - (イ) 寄附者が寄附の経理について監査を行うこと
 - (ウ) 寄附後に寄附者が寄附の全部または一部を取り消すことができること
 - (エ) 寄附された寄附金等を寄附者に無償で譲渡または使用させること
 - (オ) その他、代表理事が当法人の運営上支障があると認める条件
 - 2 寄附金等を受け入れることにより、当法人の業務、財政、または名誉に負担または支障が生じると認められるとき、その他寄附金等が定款第3条に定める目的の達成に資するものでないと判断されるとき

(受入手続き)

- 第4条 寄附金等を当法人に寄附しようとする者は、当法人のウェブサイト記載の方法、もしくは電子メールで申し込みを行ないます。
- 2 当法人は、前項により寄附金の申込を受理したときは、代表理事により第3条の基準に該当しないことを確認のうえ受入れの可否を決定し、社員会へ報告します。
 - 3 寄附金等の受け入れが決定したときは、寄附者に対しその旨を通知します。

(寄附金等の取り扱い)

- 第5条 一般寄附金は、全額を目的事業に使用するものとします。
- 2 用途特定寄附金については、全額を寄附者の特定した用途に使用します。
 - 3 募集特定寄附金については、適正な募集経費を控除した残額の総額を、募金目論見書に従い使用します。

(募金目論見書の交付等)

- 第6条 募集特定寄附金を募集するときは、募金目論見書を募金の対象者に事前に交付しなければなりません。ただし、当該報告書のホームページ上の公開をもって交付に代えることができます。

(受領書等の送付)

- 第7条 一般寄附金、特定寄附金を受領したときは、礼状、受領書を寄附者に送付するものとします。
- 2 前項の受領書には、当法人の事業に関連する寄附金である旨、寄附金額及びその受領年月日を記載するものとします。

(寄附金に係る報告)

- 第8条 当法人は、一般寄附金に寄附した寄附者のうち、希望する寄附者に対して、年間活動報告書を当該年度の3月末に電子メールで配信するものとします。
- 2 当法人は、募集特定寄附金の募集期間終了後、速やかに寄附金総額、使途予定その他必要な事項を記載する報告書を寄附者に交付するものとします。ただし、当該報告書のホームページ上の公開をもって交付に代えることができます。
- 3 当法人は、使途もしくは募集特定寄附金の支出が完了したときは、当該寄附金の収支に係る収支決算書及び当該支出による効果などを記載した報告書を寄附者に交付するものとします。ただし、当該収支決算書及び報告書のホームページ上の公開をもって交付に代えることができます。

(その他)

- 第9条 本規定に定めるもののほか、寄附金の取扱いに関して必要な事項は代表理事が別に定めることができるものとします。

(改廃)

- 第10条 この規程の改廃は、社員総会もしくは臨時社員総会の議決を経て行うものとします。

【付則】 本規約は、令和2年7月1日より施行します。

以上